

令和7年10月28日

お客様各位

株式会社TKC

令和7年分年末調整等に対応したP×4クラウド[2025年11月版]を
令和7年11月10日(月)に提供します。

I 法令改正等の内容

分類	法令改正
令和7年分年末調整にかかる 法令改正等	基礎控除額の引き上げ
	給与所得控除の最低保障額の引き上げ
	各控除の所得要件の改正
	特定親族特別控除の新設
	給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改定
	令和7年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定
	住宅借入金等特別控除の改正
令和8年分以後の給与・賞与 にかかる法令改正等	源泉控除対象親族の新設
社会保険にかかる改定	19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入要件の改定

1. 基礎控除額の引き上げ

- (1) 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額が、その個人の合計所得金額に応じて引き上げられました。その結果、基礎控除は次の8段階(令和9年分以後は5段階)の金額の控除となります。(所法86、措法41の16の2)

合計所得金額	基礎控除額		
	改正前	改正後	
	令和6年以前	令和7・8年	令和9年以後
132万円以下	48万円	95万円	
132万円超 336万円以下		88万円	58万円
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超 2, 350万円以下		58万円	
2, 350万円超 2, 400万円以下		48万円	
2, 400万円超 2, 450万円以下	32万円		
2, 450万円超 2, 500万円以下	16万円		
2, 500万円超	控除なし		

(2) 当改正に伴い、基礎控除申告書の様式が改定されました。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算		
判定	☐ 132万円以下	95万円
	☐ 132万円超 336万円以下	88万円
	☐ 336万円超 489万円以下 (A)	68万円
	☐ 489万円超 655万円以下	63万円
	☐ 655万円超 900万円以下	58万円
	☐ 900万円超 950万円以下 (B)	
	☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)	
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下	48万円
	☐ 2,350万円超 2,400万円以下	
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	
☐ 2,450万円超 2,500万円以下	32万円	
		16万円

区分 I
(左のA～Cを記載)

基礎控除の額
円

※ 「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

2. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

(1) 給与所得控除の最低保障額が、55万円から65万円に引き上げられました。(所法28)

給与等の収入金額		給与所得控除の額	
		改正前	改正後
162万5,000円以下		55万円	65万円
162万5,000円超	180万円以下	収入金額×40%－ 10万円	
180万円超	190万円以下	収入金額×30%＋ 8万円	
190万円超	360万円以下	収入金額×30%＋ 8万円	
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋ 44万円	
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超		195万円	

(2) 当改正に伴い、年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表が改定されました。

3. 各控除の所得要件の改正

(1) 下表のとおり、所得要件がそれぞれ10万円引き上げられました。(所法2三十二、三十三、三十四)

控除	改正される要件	所得要件		(参考) 給与収入	
		改正前	改正後	改正前	改正後
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	48万円	58万円	103万円	123万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円	103万円	123万円
ひとり親控除	生計一の子の総所得金額	48万円	58万円	103万円	123万円
勤労学生控除	学生(本人)の合計所得金額	75万円	85万円	130万円	150万円

※ 給与所得控除の最低保障額の引き上げ(10万円)と所得要件の引き上げ(10万円)で、収入としては20万円の引き上げとなります。

(2) 当改正に伴い、配偶者控除等申告書の様式が改定されました。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等		
(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	明・大昭・平 年 月 日
		非居住者である配偶者 生計を一にする事実
○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円
判定		区分Ⅱ
☐ 58万円以下かつ年齢70歳以上 ☐ (昭31.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》 (①) ☐ 58万円以下かつ年齢70歳未満 (②) ☐ 58万円超95万円以下 (③) ☐ 95万円超133万円以下 (④)		配偶者控除

【ご注意】

令和7年の年頭に提出した扶養控除等申告書には、引き上げ前の所得要件を満たす家族のみが記載されています。所得要件の引き上げに伴い、年末調整時に所得48万円超58万円以下の家族を追加で申告できます。

しかし、令和7年分扶養控除等申告書の様式は改定されていません。

そのため、各控除の所得要件が引き上がったことを会社から従業員に通知し、その申告が漏れないようにする必要があります。

4. 特定親族特別控除の新設

(1) 特定親族(19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族)を有する場合、下表のとおり、特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除を受けられることとなりました。(所法84の2)

	親族等の合計所得金額	(参考) 親族等の給与収入	控除額	
			改正前	改正後
扶養控除 (特定扶養親族)	48万円以下	103万円以下	63万円	63万円
	48万円超 58万円以下	103万円超 123万円以下	0円	
特定親族特別控除	58万円超 85万円以下	123万円超 150万円以下		63万円
	85万円超 90万円以下	150万円超 155万円以下		61万円
	90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下		51万円
	95万円超 100万円以下	160万円超 165万円以下		41万円
	100万円超 105万円以下	165万円超 170万円以下		31万円
	105万円超 110万円以下	170万円超 175万円以下		21万円
	110万円超 115万円以下	175万円超 180万円以下		11万円
	115万円超 120万円以下	180万円超 185万円以下		6万円
	120万円超 123万円以下	185万円超 188万円以下		3万円

- (2) 年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、特定親族特別控除申告書を提出する必要があります。

○ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆											
※「非居住者の世帯主」の記を参考に記載してください。											
○ 特定親族の氏名等 (注) 「特定親族」に該当するかは、裏面の3～1の(ロ)をご確認ください。											
(フリガナ) 特定親族の氏名		特定親族の個人番号				あなたとの続柄 特定親族の生年月日 (平15.12生～平19.11生)		あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所		非居住者である特定親族生計を一にする事実 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	
1						平成	年	月	日		円
2						平成	年	月	日		円
○ 控除額の計算 ※「非居住者の世帯主」の記を参考に記載してください。											
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		58万円超85万円以下		85万円超90万円以下		90万円超95万円以下		95万円超100万円以下		100万円超105万円以下	
控除額		63万円		61万円		51万円		41万円		31万円	
										105万円超110万円以下	
										110万円超115万円以下	
										115万円超120万円以下	
										120万円超123万円以下	
										6万円	
										3万円	

特定親族特別控除申告書は、既存の基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書との兼用様式となります。

5. 給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改定

特定親族特別控除の適用を受ける特定親族について、その数及び氏名等を記載することとされました。

6. 令和7年分一人別源泉徴収簿への記載内容の改定

令和7年分一人別源泉徴収簿の様式の改定はありません。「特定親族特別控除額」を欄外の余白部分に記載することとされました。

【ご注意】

令和7年度税制改正による基礎控除、給与所得控除、各控除の所得要件、特定親族特別控除（新設）については、令和7年分の最後の給与・賞与の支給が12月1日以後の場合に年末調整において適用できることとされました。

このため、令和7年分の最後の支給が令和7年11月30日以前の人については、年末調整する場合でも改正後の控除等は適用されません。該当する人が改正後の控除等を受ける場合は、確定申告する必要があります。

7. 住宅借入金等特別控除の改正

- (1) 改正内容（措法41、震災特例法13の2）

- ①子育て世帯、若者夫婦世帯に対する借入限度額の上乗せ措置

令和6年度税制改正で、子育て世帯等に対して、借入限度額が上乘せされることとされました。

- ②合計所得金額1,000万以下の者に限り、床面積要件が緩和されました。

				令和４・５年入居	令和６年入居	令和７年入居
借入限度額	新築住宅・買取再販	認定住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	4,500万円
			【令和6年度改正】子育て世帯等		5,000万円	
			ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	3,500万円
			【令和6年度改正】子育て世帯等		4,500万円	
			省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	3,000万円
			【令和6年度改正】子育て世帯等		4,000万円	
	その他の住宅		3,000万円	— ※令和５年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和６年６月30日以前に建築された場合：2,000万円	— ※令和５年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和６年６月30日以前に建築された場合：2,000万円	
	宅 既存住	認定住宅等	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
		その他の住宅	2,000万円	2,000万円	2,000万円	
	控除期間		新築住宅・買取再販住宅	13年	13年 (その他の住宅は10年)	13年 (その他の住宅は10年)
既存住宅			10年	10年	10年	
合計所得金額			2,000万円	2,000万円	2,000万円	
控除率			0.7%	0.7%	0.7%	
床面積	合計所得金額：2,000万円以下		50㎡以上	50㎡以上	50㎡以上	
	合計所得金額：1,000万円以下		50㎡以上 ※令和５年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅の場合は40㎡以上	【令和６年度改正】40㎡以上	50㎡以上 ※【令和6年度改正】令和６年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅の場合は40㎡以上	

(出典：財務省 住宅ローン控除の拡充（令和6年度改正）)

8. 源泉控除対象親族の新設

- (1) 給与・賞与における源泉徴収税額の計算における「扶養親族等の数」について、令和8年分以後、源泉控除対象親族をその数として数えることとなりました。（所法185、186）

令和7年分以前：控除対象扶養親族

令和8年分以後：源泉控除対象親族

- (2) 控除対象扶養親族と源泉控除対象親族は、次のとおり、所得要件が異なります。

①控除対象扶養親族：16歳以上で所得の見積額が58万円以下

②源泉控除対象親族

1) 16歳以上19歳未満：所得の見積額が58万円以下

2) 19歳以上23歳未満：所得の見積額が100万円以下

3) 23歳以上：所得の見積額が58万円以下

- (3) 令和8年分扶養控除等申告書では、源泉控除対象親族を記載するように改定されました。また、その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の親族の場合、特定扶養親族と特定親族のいずれに該当するかを記載することとされました。（所法194）

特定扶養親族と特定親族は、次のとおり、所得要件が異なります。

①特定扶養親族：所得の見積額が58万円以下

②特定親族：所得の見積額が58万円超100万円以下

- (4) 令和8年分の給与・賞与における源泉徴収税額の計算に使用する源泉徴収税額表が改定されました。

9. 19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入要件の改定

- (1) 協会けんぽにおいて、令和7年10月1日以後、19歳以上23歳未満（その年の12月31日時点の年齢。被保険者の配偶者を除く。）の被扶養者の年間収入要件が、130万円未満から150万円未満に引き上げられました。

＜協会けんぽのHP＞

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat590/info250731/>

- (2) 健康保険組合で同様の改定がされているかは、各健康保険組合にご確認ください。

Ⅱ P X 4クラウド[2025年11月版]の改訂内容

分類	項番	改訂項目
法令改正への対応	1 (1)	「パート・アルバイト等の年収確認表」の改訂
	1 (2)	年収に関する従業員向け資料の印刷機能の搭載
	1 (3)	各申告書の様式改正への対応
	1 (4)	年調社員情報の入力画面等の改訂
	1 (5)	年調計算結果前年比較画面の改訂
	1 (6)	年末調整計算・税法エキスパートチェックの改訂
	1 (7)	令和7年12月1日以後の支給がない社員の切り出し機能の搭載
	1 (8)	給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改正への対応
	1 (9)	令和7年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定への対応
	1 (10)	社員情報の確認・修正画面の改訂
	1 (11)	令和8年分の源泉徴収税額表への対応
機能強化	2 (1)	ProFITに寄せられたご要望等に基づく改訂
	2 (2)	T K CシステムQ&Aチャットボットの搭載

1. 法令改正への対応

(1) 「パート・アルバイト等の年収確認表」の改訂

- ①今回の改正により、社員が他の所得者に扶養されている場合、他の所得者が受ける控除等の種類と社員の収入又は所得要件が、従業員が19歳以上23歳未満（配偶者除く）の場合とそれ以外で異なります。
- ②「パート・アルバイト等の年収確認表」について、年齢と「配偶者の有無」をもとに次のいずれに該当するかを自動判定し、他の所得者が受ける控除等について、社員の収入の余裕額を表示するように改訂します。社員が就業調整する場合の参考資料として、当帳表をご利用ください。
 - 1) 19歳以上23歳未満で配偶者なしの人
 - 2) 19歳未満又は23歳以上、又は配偶者ありの人

<帳表イメージ>

パート・アルバイト等の年収確認表

印刷対象：在職社員

印刷順：体系-部課-社員

集計期間：令和 7年 1月24日～令和 7年 6月30日支給分

R 7. 10. 3
(11 : 05)
P- 1

体系-部課-社員	社員氏名	年齢	配偶者	入社日 (当年のみ表示)	当年の 支給総額 (A) (注5)	月平均 支給額 (注6)	19歳以上23歳未満で配偶者なしの人 適用上限までの余裕額(注7)		左記以外(19歳未満又は23歳以上、又は配偶者あり) 適用上限までの余裕額(注7)			
							健康保険の 被扶養者 (注8)	特定扶養控除又は 特定親族特別控除 (150万円-A) (注9)	特定親族特別控除 最低控除額の上限 (188万円-A) (注9)	扶養控除又は 配偶者控除 (123万円-A) (注10)	健康保険の 被扶養者 (注10)	配偶者特別控除 (2,015,999円-A)
004-009-000101	山口 留美	40歳	なし		472,850	78,809	—	—	—	757,150	827,149	1,543,149
004-009-000105	木内 今日子	55歳	なし		495,850	82,642	—	—	—	734,150	744,149	1,520,149

- ③なお、「19歳以上23歳未満で配偶者なしの人」の「健康保険の被扶養者」については、上記 I 9. のとおり、150万円までの余裕額を表示します。

(2) 年収に関する従業員向け資料の印刷機能の搭載

- ①今回の改正では、所得の計算方法及び申告できる配偶者・扶養親族の範囲が変わるため、社員自身が申告書を記載する際に注意する必要があります。
- ②そこで、年末調整タブ「(扶)(基配特所)(保)申告書」のメニューで、社員向けに注意事項をチェックシート形式で確認できる資料を印刷できるようにします。また、当資料には、上記(1)と同様に、社員ごとに収入の余裕額を参考表示します。

扶養控除等申告書・基配特所控除申告書・保険料控除申告書の印刷

ツール(T) お問合せ(Q) ヘルプ(H)

PX2 源泉徴収票 源泉徴収簿 戻る 本日:R 7.10. 9(木) TKC7777777777

帳 表 名: 扶養控除等申告書・基配特所控除申告書・保険料控除申告書

印刷帳表

☒ 扶養控除等(異動)申告書

☒ 当年分(令和 7年分) [記載例](#) 印刷内容の指定

☐ 翌年分(令和 8年分) [記載例](#)

☒ 基・配・特・所控除申告書 [記載例](#) 印刷内容の指定

☒ 保険料控除申告書 [記載例](#) 印刷内容の指定

☐ 年末調整に必要な書類の提出用紙 連絡事項の入力

☒ 従業員向け注意事項チェックシート

給与体系の指定

☒ すべての給与体系

☐ 特定の給与体系 [一覧](#) (0/ 5体系)

部課の指定

☒ すべての部課

☐ 特定の部課 [一覧](#) (0/ 6部課)

社員の指定

☒ すべての社員

☐ 特定の社員 [一覧](#) (0/ 11人)

☐ 社員番号指定 ~

印刷対象社員

税表区分: ☒ 甲欄社員のみ ☐ 全税表区分の社員

退職済社員: ☐ 印刷する ☒ 印刷しない

印刷順

体系・部課・社員番号

個人番号の印刷指定 [解説](#)

「*」を印刷

プリンタ: SkyPDF Pro Driver 用紙サイズ: A4 部数: 1

SkyPDF 印刷開始 プレビュー キャンセル 記憶

♠ 「印刷帳表」欄で複数の帳表を指定した場合、社員ごとに印刷されます。

F1 前項目 F107メニュー

③なお、PXまいポータル（扶養控除等申告書等のWeb入力）をご利用の場合、注意事項は社員が利用する画面上に表示されるため、当帳表を配付する必要はありません。

(3) 各申告書の様式改正への対応

年末調整タブ「(扶)(基配特所)(保)申告書」のメニューにおいて、次の申告書を改正後の様式で出力できるようにします。

- ①基礎控除・配偶者控除等・特定親族特別控除・所得金額調整控除申告書
- ②令和8年分（翌年分）扶養控除等申告書

(4) 年調社員情報の入力画面の改訂

①タブ構成の見直し

「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」「特定親族特別控除申告書」「所得金額調整控除申告書」（兼用様式）に対応する年調社員情報のタブ構成を次のとおり変更します。

行	申告書名	入力するタブ名
1	基礎控除申告書	「基・配控除」タブ
2	配偶者控除等申告書	
3	特定親族特別控除申告書	「特・所控除」タブ
4	所得金額調整控除申告書	

②特定親族特別控除等への対応

1) 「特・所控除」タブ

年調社員情報の入力(確認)

ツール(T) お問合せ(Q) ヘルプ(H)

家族追加 家族削除 前社員 次社員 入力方法 TKC7770&A

001 001005 足立 文雄 一覧 就労中

基本情報 本人控除・前職分 扶養親族 基・配控除 特・所控除 保険料等控除 その他控除等 摘要

【特定親族特別控除】 特定親族の新規登録

行	氏名	続柄	生年月日(年齢)	非居住	個人番号	適用区分	見積所得	特定親族特別控除額	(ご参考) 扶養控除額
1	足立 由紀	子	H18. 7.22(19)	未	適用あり	800,000	入力	630,000	
合計								630,000	

【所得金額調整控除】 解説

要件

- 以下のいずれの要件にも該当しない
- あなた自身が特別障害者
- 同一生計配偶者が特別障害者 (☆)
- 扶養親族が特別障害者 (☆)
- 扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生) (☆)

左記の「☆」に該当する親族を選択します。

扶養親族等	氏名	続柄	生年月日	障害者区分	個人番号	扶養区分	該当する事実

F1前項目 F4入力終了 F5 ｶﾞ表示 F6 ｸﾞ切替 F10ﾌﾙﾒﾆｭｰ

a. 当画面には、システムに登録している親族のうち、19歳以上23歳未満の親族(配偶者を除く)のみを表示します。

それらの親族が扶養控除又は特定親族特別控除を適用しているのかを一覧で確認できます。

b. 登録済みの親族については「見積所得」の[入力]ボタンから、未登録の親族については「特定親族の新規登録」ボタンから入力します。

次頁の扶養親族(家族詳細)画面が表示されます。

2) 扶養親族（家族詳細）画面

扶養親族（家族詳細）

フリガナ	アヂ ユキ	住所又は居所	☒ 社員本人と同じ 東京都新宿区揚場町3-1-1 K'sマンション202号
氏名	足立 由紀		
続柄	子		
生年月日	平成 18 年 7 月 22 日 (12月31日時点の年齢: 19歳)	非居住者である親族	☐ 非居住者である親族に該当 解説
見積所得	800,000 円 解説 扶養区分等の自動判定	生計を一にする事実(送金額)	円
扶養区分	対象外 (控除対象外親族)	異動月日及び事由	
同居老親区分	対象外	備考 解説	年 月 日 (死亡日を入力)
障害者区分	対象外	職業	
特定親族特別控除の適用区分	解説 適用あり	社会保険の被扶養者	☒ 被扶養者
		個人番号	未入力 確認(入力)
		退職手当等を有する配偶者・扶養親族	☐ 該当 住民税用の入力
<他の所得者の氏名等> (※当家族が「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」に該当する場合に入力)			
氏名		続柄	
住所又は居所			
F1前項目 F2前個人 F3次個人 F4入力終了 F8 キャンセル			

- 「特定親族特別控除の適用区分」欄を追加します。
- 扶養控除又は特定親族特別控除を受ける場合、以下のとおり入力してください。

項目名	扶養控除を受ける場合	特定親族特別控除を受ける場合
扶養区分	対象(主たる給与の扶養)	対象外
特定親族特別控除の適用区分	適用なし	適用あり
見積所得	扶養控除等申告書に記載された令和7年中の所得の見積額	特定親族特別控除申告書に記載された合計所得金額の見積額

- 上記を自動判定する[扶養区分等の自動判定]ボタンを追加します。
当ボタンクリックで、「生年月日」と「見積所得」から適用できる控除が自動判定され、「扶養区分」「特定親族特別控除の適用区分」が更新されます。

確認

「見積所得」から適用できる控除を自動判定しました。
次の【判定結果】に基づき、【更新する値】のとおりに更新します。
よろしいですか？

【判定結果】
適用できる控除 : 特定親族特別控除
控除額 : 630,000円

【更新する値】
扶養区分 : 対象外
特定親族特別控除 : 適用あり

(はい) いいえ [PX]

3) 基・配控除タブ

給与収入から給与所得を自動計算する際、改正後の給与所得控除に基づいて計算するようにします。

年調社員情報の入力(確認)

ツール(T) お問合せ(Q) ヘルプ(H)

前社員 次社員 入力方法 TKCシステム

000 000002 鈴木 次郎 一覧 就労中

基本情報 本人控除・前職分 扶養親族 基・配控除 特・所控除 保険料等控除 その他控除等 摘要

【配偶者情報】 配偶者の登録

氏名 足立 梨花 生年月日 H 2 . 3 . 4 老人 非居住 個人番号 未入力

【基礎控除】 解説 給与所得以外の所得内訳

本人	給与所得	収入金額	所得金額
		8,500,000	4,760,000
	給与所得以外の所得の合計		
	合計所得金額の見積額		4,760,000
区分 I	A (900万円以下)		
基礎控除額	680,000		

【配偶者控除等】 適用区分 適用あり

配偶者	給与所得	収入金額	所得金額
		0	0
	給与所得以外の所得の合計		
	合計所得金額の見積額		0
区分 II	② (58万円以下かつ70歳未満)		
配偶者(特別)控除額	配	380,000	

【よくある質問 (Q & A集)】

行	内容
1	給与所得を支給実績から自動で集計して処理する方法
2	「配偶者の合計所得」が未入力の場合のメッセージへの対処方法
3	申告された給与所得より支給実績から計算した金額のほうが多い場合の基礎控除額の計算方法

F1前項目 F4入力終了 F6 切り替 F107メニュー

【ご注意】

令和7年度税制改正による基礎控除、給与所得控除、各控除の所得要件、特定親族特別控除(新設)については、令和7年分の最後の給与・賞与の支給が12月1日以後の場合に年末調整において適用できるとされました。

このため、令和7年分の最後の支給が令和7年11月30日以前の人については、年末調整する場合でも改正後の控除等は適用されません。

しかしながら、年調社員情報の入力時点では、令和7年分の最後の支給日が決まっていないケースがあるため、改正後の給与所得控除に基づいて計算します。**令和7年分の最後の支給が令和7年11月30日以前になる人については、改正前の内容で給与所得の所得金額を直接入力してください。**

※[2025年11月版]を登録する前([2025年06月版]以前)に令和7年分の給与の収入金額を入力し、給与所得を自動計算していた場合、改正前の内容で計算されています。

この場合、給与所得の金額を変更していなければ、[2025年11月版]を登録後の最初のシステム起動時に、改正後の内容で給与所得が再計算(更新)されます。

4) 扶養親族タブ

- 「生年月日」欄に年齢を表示するようにします。
- 「特親」欄を追加し、特定親族の数を確認できるようにします。

年調社員情報の入力(確認)

ツール(T) お問合せ(Q) ヘルプ(H)

家族追加 家族修正 家族削除 家族挿入 前社員 次社員 入力方法 TKCのシステム

000 000002 鈴木 次郎 一覧 就労中

基本情報 本人控除・前職分 扶養親族 基・配控除 特・所控除 保険料等控除 その他控除等 摘要

行	氏名	続柄	生年月日(年齢)	扶養区分	同居老親	障害	非居住	備考	個人番号
1	足立 梨花	配偶者	H 2. 3. 4(35)	源泉控除	対象外	対象外			未
2	足立 由紀	子	H18. 7.22(19)	対象外	対象外	対象外			未

16歳未満	控除対象扶養親族等の数				扶養控除額	障害者の数			障害者控除額	非居住者親族の数
	一般	特定	特親	老人		特別	内同居	一般		
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	

配偶者の有無 ☒ 有 ☐ 無 世帯主(本人との続柄)

♥ 家族(行)の追加・修正・削除は、画面上部のボタンから行ってください。

F1前項目 F4入力終了 F5 か表示 F6 切り替 F8障害内容 F107メニュー

③住宅借入金等特別控除の改正への対応

「住宅の区分等」欄で上記 I 7. の控除に該当する場合の区分（「特例対象個人」）を選択できるようにします。「住宅借入金等特別控除証明書」の「住宅の区分等」欄の記載内容に応じて、当欄を選択してください。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

1. 控除証明書・控除申告書から転記してください。転記方法は解説を参照してください。

解説(申告書・証明書からの転記方法)

	1	削除	2	削除
居住開始年月日	令和 6 年 12 月 10 日			
特別控除の種類	認定住宅等			
特定取得／特例取得				
住宅の区分等	認定住宅・新築			
住宅借入金等年末残高				
特定増改築等の費用の額				

2. 「特別控除額の計算」をクリックし、
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除
♠ 計算基礎データが3つ以上の場合、

1 認定住宅・新築
2 認定住宅・新築・特例対象個人
3 認定住宅・買取再販
4 認定住宅・買取再販・特例対象個人
5 認定住宅・新築・特例認定住宅等
6 認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
7 ZEH水準省エネ住宅・新築
8 ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人
9 ZEH水準省エネ住宅・買取再販
10 ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人
11 ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等
12 ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
13 省エネ基準適合住宅・新築
14 省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人

(5) 年調計算結果前年比較画面の改訂

年末調整タブ「41 年調計算結果確認・前年比較」、「42 年調計算結果確認表・比較表」(※)のメニューについて、次のとおり、改訂します。

- ①「基礎控除額」と「特定親族特別控除額」の行を追加します。
- ②ドリルダウンして表示される「入力内容の前年比較」画面に「特親控除」タブを追加し、19歳以上23歳未満の親族ごとに控除の内容を確認できるようにします。

(6) 年末調整計算・税法エキスパートチェックの改訂

- ①法令改正後の内容で計算します。改訂する主な計算項目は次のとおりです。

- 1) 給与所得控除後の給与等の金額
- 2) 基礎控除額
- 3) 配偶者(特別)控除額
- 4) 特定親族特別控除額

- ②次のエキスパートチェックを追加します。これにより、社員の申告誤りを防止します。

- 1) 本人の給与所得の見積額が給与実績を上回っており、給与実績で計算すると基礎控除額が増える場合(警告)
 - a. 基礎控除について、控除額が変動する所得の階層が大幅に下がり、多くの社員に影響します。
社員が申告する所得の見積額が実際の所得と差異ある場合、控除額が過少になる可能性があります。
 - b. 当チェックに該当した場合、所得の見積額に誤りがないか社員に確認してください。
- 2) 19歳以上23歳未満で「扶養区分」が「対象外」で「特定親族特別控除の適用区分」が「適用なし」の親族がいる場合(警告)
 - a. 新たな制度のため、気づかずに申告しない可能性があります。
 - b. 当チェックに該当した場合、申告内容に誤りがないか社員に確認してください。

- ③所得要件の改正に応じて、各エキスパートチェックの条件を改訂します。

ただし、年末調整計算時点で令和7年12月1日以後に給与・賞与(課税支給額)がない社員の場合、改正前の内容でチェックします。

- ④年末調整計算時点で令和7年12月1日以後に給与・賞与(課税支給額)がない場合、エキスパートチェックで該当する社員であることをお知らせします。

- 1) 当エキスパートチェックから「よくある質問(Q&A集)」を参照できるようにします。対処方法については、「よくある質問(Q&A集)」をご確認ください。

※該当する社員については、確定申告することで改正後の控除を受けられます。社員への説明資料のひな型を「よくある質問(Q&A集)」からダウンロードできるようにします。

- 2) また、該当する社員をファイルに切り出せるようにします(下記(7))。

(7) 令和7年12月1日以後の支給がない社員の切り出し機能の搭載

- ①年末調整計算のメニュー又は源泉徴収票の印刷メニューに、「令和7年12月以後支給なし社員の切出」ボタンを追加し、令和7年12月1日以後に給与・賞与(課税支給額)がないため改正前の内容で年末調整計算した社員を確認できるようにします。

なお、源泉徴収票のメニューでも切り出せるようにします。

- ②該当する社員については、確定申告することで改正後の控除を受けられます。

年末調整計算

ツール(T) お問合せ(Q) ヘルプ(H)

PX2 データ入力 計算結果 源泉徴収票 源泉徴収簿 戻る 本日: R 7.10. 8(水) TKC975608A

年調計算済: 11人 年調未計算: 0人 エラー・注意該当: 2人

還付・徴収方法 [Q&A](#)

☒ 全社員最終支給連動 [Q&A](#)
☐ 全社員別途還付・徴収 [Q&A](#)
☐ 社員毎に選択

(最後の給与・賞与で計算) (最後の給与・賞与とは別で精算) 設定

計算対象 ☒ 全社員 ☐ 給与体系の指定 [一覧](#) (0 / 5) ☐ 賞与体系の指定 [一覧](#) (0 / 3)

社員	給与	賞与	年調データ入力	年調計算 Q&A	還付・徴収方法
000:000001: 堤 啓士	○	○	○	注意	給与連動
009:000105: 木内 今日子	-	-	○	注意	別途支給
001:001005: 足立 文雄	○	○	○	○	給与連動
000:000002: 鈴木 次郎	○	○	○	○	給与連動
000:001000: 山田 太郎	○	○	○	○	給与連動
001:001002: 佐藤 誠	○	○	○	○	給与連動
002:001080: 飯島 良子	○	○	○	○	給与連動
003:001004: 岡田 紀夫	○	○	○	○	給与連動

未計算社員のみ計算 計算済社員を含む全計算

令和7年12月以後支給なし社員の切出 [Q&A](#)

♠ エキスパートチェックの結果、エラー・計算不可・注意等の該当者を先頭行から優先的に表示しています。

F1前項目 F2 前頁 F3 次頁 F4確認終了 F6表示順変更 F7エキスパートチェック F10ヘルプメニュー

(8) 給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改正への対応

改正後の様式で、給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書を出力するようにします。

(9) 令和7年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定への対応

特定親族特別控除の適用を受ける場合、欄外にその旨と控除額を表示するようにします。

(10) 社員情報の確認・修正画面の改訂

①令和7年（年次更新前）の扶養区分等の入力

1) 「令和8年の扶養区分」欄と「令和8年の特定扶養親族・特定親族」欄を追加します。

年次更新前に令和8年1月以後に支給する給与等を計算する場合、これらの欄を参照し、扶養親族等の数を計算します。

2) 「令和8年の扶養区分」「令和8年の特定扶養親族・特定親族」は令和7年の扶養区分等に応じて自動更新されるため、原則として入力不要です。

ただし、令和7年の扶養区分が「対象外」で、令和8年分扶養控除等申告書で源泉控除対象親族かつ特定親族の記載がある場合は、「令和8年の扶養区分」欄で「源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族」を選択してください。このとき、「令和8年の特定扶養親族・特定親族」欄には自動で「特定親族」が選択されます。

P2 家族情報(扶養親族等)			
フリガナ	アヂ ヌキ	住所又は居所	☐ 社員本人と同じ
氏 名	足立 由紀		
続 柄	子		
生年月日	平成 18 年 7 月 22 日 (12月31日時点の年齢: 19歳)	非居住者である親族	☐ 非居住者である親族に該当 解説
見積所得	800,000 円		生計を一にする事実(送金額) 円
扶養区分	対象外 (控除対象外親族)	異動月日及び事由	
	【令和8年の扶養区分】	備考 解説	年 月 日 (死亡日を入力)
	源泉控除対象親族/16歳未満	職 業	
【令和8年の特定扶養親族・特定親族】	☐ 特定扶養親族 解説 ☐ 特定親族	社会保険の被扶養者区分	☒ 被扶養者
		個人番号	未入力 確認(入力)
同居老親区分	対象外	退職手当等を有する配偶者・扶養親族 解説	☐ 該当
障害者区分	対象外		住民税用の入力
<他の所得者の氏名等> (※当家族が「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」に該当する場合に入力)			
氏 名		続 柄	
住所又は居所			
F1前項目 F2前個人 F3次個人 F4入力終了 F8 キャンセル			

②令和8年（年次更新後）の扶養区分等の入力

「扶養区分」欄の選択肢を変更します。また、「特定扶養親族・特定親族」欄を追加します。令和8年分扶養控除等申告書の内容に基づいて入力してください。

1) 「扶養区分」

次のいずれかを選択します。

- 源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族
- 他の所得者の扶養
- 従たる給与の扶養（税表区分が「乙欄」の場合は「主たる給与の扶養」）
- 対象外

2) 「特定扶養親族・特定親族」

年齢が19歳以上23歳未満、かつ、扶養区分が「源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族」の場合、「特定扶養親族」又は「特定親族」を選択します。令和8年分扶養控除等申告書の「特定扶養親族」「特定親族」のチェックの有無に基づいて入力してください。

P2 家族情報(扶養親族等)			
フリガナ	アヂ 子	住所又は居所	☒ 社員本人と同じ
氏 名	足立 由紀		東京都小金井市貫井北町3-19
続 柄	子		ライオンマンション小金井 201号
生年月日	平成 18 年 7 月 22 日 (12月31日時点の年齢: 20歳)	非居住者である親族	☐ 非居住者である親族に該当 解説
見積所得	800,000 円		16歳以上30歳未満又は70歳以上 生計を一にする事実(送金額) 円
扶養区分	源泉控除対象親族/16歳未満 (特定親族)	異動月日及び事由	
特定扶養親族・特定親族	☐ 特定扶養親族 ☒ 特定親族 解説	備考 解説	年 月 日 (死亡日を入力)
同居老親区分	対象外	職業	
障害者区分	対象外	社会保険の被扶養者区分	☒ 被扶養者
		個人番号	未入力 確認(入力)
		退職手当等を有する配偶者・扶養親族 解説	☐ 該当 住民税用の入力
<他の所得者の氏名等> (※当家族が「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」に該当する場合に入力)			
氏 名		続 柄	
住所又は居所			
F1前項目 F4入力終了 F8 キャンセル			

【ご注意】

令和7年分年末調整で特定親族特別控除の適用があった親族であっても、令和8年で源泉控除対象親族（特定親族）に自動で更新はされません。

必ず、令和8年分扶養控除等申告書の記載（該当親族の令和8年中の所得の見積額が58万円超100万円以下である等）に基づいて令和8年の扶養区分を確認（入力）してください。

③上記②に伴い、次の改訂を行います。

1) 給与・賞与の計算における扶養親族等の数のカウント

令和8年では、年齢が16歳以上、かつ、扶養区分が「源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族」の親族をカウントの対象とします。

2) 社員情報データの切り出し・読み込み

補助機能タブの社員情報の切り出しで、「特定親族(数)」（社員基本データ）、「特定扶養親族・特定親族」（社員家族データ）を切り出せるようにします。

また、「特定扶養親族・特定親族」（社員家族データ）を読み込めるようにします。

(11) 令和8年分の源泉徴収税額表への対応

支給日が令和8年1月1日以降の場合、上記(10)の設定を参照して「扶養親族等の数」をカウントし、令和8年分の源泉徴収税額表に基づいて源泉徴収税額を計算するようにします。

2. システムの機能強化

(1) ProFITに寄せられたご要望等に基づく改訂

①生命保険料の内訳入力画面での保険期間の前行複写

保険期間についても前行複写を可能とします。

②住民税の受給者番号について自動付番する内容の改訂

1) 現在、社員番号 - 給報提出先市町村コードを付番しており、翌年5月頃に通知される特別徴収税額通知には、その番号が印刷されます。

2) 特別徴収税額通知を部課ごとに仕分けしやすくするため、部課コードを付けて自動付番するようにします。

改訂前：社員番号 - 給報提出先市町村コード

改訂後：部課コード - 社員番号 - 給報提出先市町村コード

3) 住民税額通知データの読み込み時、システムの受給者番号と紐づける際、部課コード部分を除いて紐づけるようにします。

③年調対象期間に関するメッセージの改訂

現在、年調対象期間を変更する際、確認メッセージを表示しています。当メッセージについて、年調対象期間は原則として1月1日から12月31日であることがわかりづらいとのご指摘を踏まえ、メッセージの内容を改訂します。

④高年齢労働者の雇用保険の被保険者に関するエキスパートチェックの廃止

65歳以上で雇用保険の被保険者ではないケースもあるため、65歳以上で被保険者区分が対象外の場合のエキスパートチェックを廃止します。

⑤プレビュー画面の初期表示を「用紙幅」とする改訂

プレビュー画面の帳表イメージについて、現在、倍率100%で初期表示しています。これを「用紙幅」に合わせて初期表示するよう改訂します。

Ⅲ P X 4クラウド[2025年12月版]の改訂内容

次の改訂は、[2025年12月版]で実施します。

行	改訂項目
1	令和8年分一人別源泉徴収簿の印刷機能（「特定親族特別控除額」欄の追加）
2	社員情報カード1及び5の改訂（特定親族対応）
3	TKCシステムQ&Aチャットボットの搭載(※)

(※) P X 4クラウドの起動と同時に、質問を入力する欄を右下に表示するようにします。

P X 4クラウドの操作方法についての質問やエラーメッセージのエラーコードを入力することで、A Iチャットボットがよくある質問（Q&A集）の中から、該当するシステムQ&Aを提案します。

「～を教えてください。」等の自然言語を入力しても、システムが解析して該当するQ&Aを回答します。

Ⅳ 提供予定

1. P X 4クラウド[2025年11月版]

令和7年11月10日(月)午前6時サービス開始

2. P X 4クラウド[2025年12月版]

令和7年11月25日(火)午前6時サービス開始

以上